

平成27年11月25日開催

新庄市農業委員会第18回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年11月）議事録

1. 開催日時 平成27年11月25日（水）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（20名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
10番 佐藤 義一	11番 小嶋 忠昭
12番 柏倉 嘉門	13番 佐藤 喜代志
14番 浅沼 玲子	15番 井上 茂雄
16番 吉野 昭男	17番 星川 勇吉
18番 清水 哲夫	19番 笹 行也
20番 三原 常男	21番 齋藤 謙二

4. 欠席した委員（1名）

9番 畠腹 銀蔵

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第76号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第77号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第38号 2アール未満農地転用の届出について

6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第18回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、萩野地区の畠腹銀蔵委員1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第18回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に18番の清水哲夫委員と20番の三原常男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、樋口彦弥委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「樋口彦弥委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区2番までの14件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

11月18日に調査しました。当該地は金沢の大福裏にありまして、基盤整備はされておりません。金額についても双方合意の上ですので、問題ないと判断したのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

11月18日に調査しました。当該地も1番と同様でありまして、金額についても双方合意の上ですので、問題ないと判断したのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄3番についてですが、双方賃借料について合意しておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。調査月日は11月18日です。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします

○5番

18日に電話による調査確認を行いました。双方に確認したところ、内容に間違いなく、賃借料も合意しているとのことでしたので、問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします

○5番

4番と同様に、18日に電話による調査確認を行いました。事由は詳細のとおりであり、問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。△△さんと△△さんは同一世帯の親子関係でありまして、使用貸借権の再設定であり、農地も管理されておりますので、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします

○11番

18日に当事者に会いまして調査確認した結果、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします

○11番

18日に調査確認の結果、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします

○15番

萩野地区3番につきまして、19日に調査いたしました。△△さんは親子であり、同一世帯であり、使用貸借件の再設定ですので、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いします

○15番

萩野地区4番につきまして、19日に調査いたしました。親子で、同一世帯であり、再設定で、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の5番について調査報告をお願いします

○15番

萩野地区5番につきまして、19日に調査いたしました。4番同様に親子で、同一世帯であり、再設定で、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の6番について調査報告をお願いします

○11番

萩野地区6番について、18日に調査確認の結果、同一世帯で再設定と言うことで、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番に関して、11月19日調査いたしました。△△さんが離農するということで、親戚の△△さんをお願いした案件でありますので、なんら問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向2番に関して、11月19日調査いたしました。この土地は、△△さんの前の畑でありまして、双方合意の売買ですのでなんら問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第73号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「樋口彦弥委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第3、議案第74号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第74号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

農地法第4条の規定による許可申請について、稲舟地区1番。11月17日に現地による現場確認と聞きとり調査を行いました。許可を受けようとする土地は、宅地に隣接する農地で、現在は自家用の花を栽培しています。内容については問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番について、18日に調査した結果、事務局の説明に相違ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番について、19日に調査確認の結果、事務局の説明のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第74号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第74号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第75号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第75号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、4件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区1番について、19日の日に調査いたしました。許可を受けようとする土地は、8月の総会にて農振地域整備計画の変更について皆さんで審議していただいた農地であります。事由については詳細のとおりであり、許可相当と判断いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○3番

新庄地区2番につきまして、11月17日に現地の確認と申請人より聞きとり調査した結果、適正であると判断し、許可相当であると判断いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番につきまして、11月19日に現場確認、調査をいたしました。事務局の説明のとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向2番に関しまして、11月19日に現場確認、調査いたしました。事務局の説明のとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第75号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第75号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第76号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第76号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの6件につきまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、6件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

18日に調査いたしました。△△さんの離農に伴う解約ですので、なんら問題ございませんでした。また、農地法第3条関連ですので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番について、18日に調査いたしました。△△さんと△△さんは双方合意での解約でありますので、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄3番に関しまして、2番同様に、18日に調査いたしました。双方合意での解約でありますので問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○8番

18日に調査いたしました。△△さんと△△さんは集積計画において売買をするための合意解約でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番に関しまして、11月18日に調査確認いたしましたところ、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向1番に関しまして、11月19日に現場確認、調査いたしました。双方合意での解約であり、また、当該地は新たな耕作者が見つかりそうですので問題ありませんので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第76号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第76号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第77号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第77号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区4番までの20件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、20件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

どうもご苦勞様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定、賃借権移転、所有権移転について、お諮りいたします。議案第77号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第77号農用地利用集積計画については

原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から3番までの3件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第38号2アール未満農地転用届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第38号2アール未満農地転用届出について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第38号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第38号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。
これをもちまして、新庄市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年11月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 清水 哲夫

議事録署名委員 三原 常男